

令和6年11月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂東市市長 木村 敏文

市町村名 (市町村コード)	坂東市 (08228)	
地域名 (地域内農業集落名)	飯島地区 (庄右衛門新田、大口新田、猫実新田、神田山新田、幸田新田、勘助新田、平八新田、大馬新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月24日 (第1回)	令和6年9月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稲が盛んな地域で、法人や担い手も確保されている状況で、受け入れ意向面積も大きい。
- ・道路によっては、雑草等で畦道が細くなっていたり、道端に野菜くずなどが放置されているなど、大型機械が入っていけない箇所が存在するため、整備が必要である。
- ・冠水してしまう箇所や谷津田などは耕作が難しい農地が存在する。
- ・スマート農業やロボットなどを推進したいが、利用できる農地が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手の経営意向を斟酌し、主要耕作者の近いエリアから段階的に集約化を進める。
- ・スマート農業の導入も検討しつつ大規模担い手や法人化された担い手に集積・集約化の環境整備を進めていく。
- ・50年前に土地改良事業をおこなったが、再度実施し、集積を図るべき。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	476 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	474 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者や農業法人が主に担っており、今後も認定農業者を中心に担い手へ集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・土地改良事業を検討したいが、負担金の理解を得られるかなど慎重な審議が必要であるため、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県、農業改良普及センター、JA、農業委員会等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・希望があった場合、農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

・有害鳥獣(アライグマ、ハクビシン等)の被害が生じた場合、農業者へ箱わなの貸出(設置、回収等)により被害を最小限に抑える。